



和歌山市公報

令和5年（2023年）7月14日
号外第12号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【条 例】

番号		ページ
19	和歌山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	2
20	和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民課）	3
21	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（子育て支援課）	3
22	和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（住宅第1課）	5
23	和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・（都市計画課）	5
24	和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・（予防課）	5

【規 則】

42	和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（都市計画課）	7
43	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係 規則の整理に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（子育て支援課）	7

【告 示】

289	地縁による団体の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（自治振興課）	8
290	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・（自治振興課）	8
291	行旅死亡人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課）	9
293	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・・・（納税課）	9
294	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・（自治振興課）	9
295	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	10
296	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	10
297	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	10
298	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	10
299	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	11
300	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	11
301	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	11
302	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者からの事業の廃止の届出・・（障害者支援課）	12
303	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	12
304	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13
305	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13

306 令和5年度補正予算の要領	（財政課）	14
307 公示送達（令和5年度 市民税県民税納税通知書）	（市民税課）	14
308 公示送達（令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書）	（資産税課）	14
309 和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定による補助基準額	（保健対策課）	15

【 公 告 】

○ 道路位置の指定	（建築指導課）	15
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	15
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	15
○ 和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合の理事の氏名等の届出	（まちなみ景観課）	16
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課）	16

【 選挙管理委員会告示 】

58 選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	16
59 和歌山市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨	（選挙管理委員会事務局）	17

【 教育委員会告示 】

10 教育委員会の招集	（教育政策課）	17
-------------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会総会の招集	（農業委員会事務局）	17
○ 農用地利用集積計画の縦覧	（農業委員会事務局）	18
○ 農業委員会総会の招集	（農業委員会事務局）	18

【 企業局告示 】

22 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	（企業総務課）	18
------------------------------------	---------	----

【 その他 】

○ 自治功労賞の贈呈	（秘書課）	19
------------	-------	----

【 条 例 】

和歌山市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第19号

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第80条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第7条第1項中「附則第7条の4の2」を「附則第7条の4の3」に改める。

附則第7条の4第5項及び第10項中「又は次条第1項若しくは第5項」を「、次条第1項若しくは第5項若しくは附則第7条の4の3第1項」に改める。

附則第7条の4の2第5項中「対して第1項」の次に「若しくは次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を

加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第7条の4の3 新築された日から20年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第5条の2第1項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第5条の8に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第7条の4第1項若しくは前条第1項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額（この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。）の3分の1に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第1項の規定を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年7月14日揭示済）

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第20号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「平成14年法律第153号」の次に「。以下この条において「公的個人認証法」という。」を、「個人番号カードをいう。」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年7月14日揭示済）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第21号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例（平成12年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5、別表第2その1備考3、同表その2備考5、別表第3その1備考3及び同表その2備考5中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例の一部改正）

第2条 和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例（平成12年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5、別表第2その1備考3、同表その2備考5、別表第3その1備考3及び同表その2備考5中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部改正）

第3条 和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例（平成12年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考7中「第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号に規定する主務大臣」に、「第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に改める。

（和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部改正）

第4条 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第7項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

附則第2項から第4項まで及び附則第6項中「省令」を「府令」に改める。

（和歌山市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第6条 和歌山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

（和歌山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 和歌山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第3条第1項中「省令」を「府令」に改める。

（和歌山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 和歌山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第3条中「省令」を「府令」に改める。

（和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部改正）

第9条 和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ中「第19条第1

項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（和歌山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第10条 和歌山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年7月14日揭示済）

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第22号

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第3西山東の項を削り、同表岡崎の項中「

令和元年度	高層耐火
-------	------

」を

「

令和元年度	高層耐火
令和5年度	高層耐火

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3岡崎の項の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和5年7月14日揭示済）

和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第23号

和歌山市宅地造成等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市宅地造成等に関する条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年7月14日揭示済）

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第24号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

（17）急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第24条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第24条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 第12条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の和歌山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

（令和5年7月14日揭示済）

【 規 則 】

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第42号

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則（平成12年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号及び別記様式第24号中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年7月14日揭示済）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第43号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（和歌山市母子保健法に関する規則の一部改正）

第1条 和歌山市母子保健法に関する規則（平成9年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第5条第1項、第8条、第10条第1項、第11条第1項及び第17条中「省令」を「府令」に改める。

（和歌山市療育の給付に関する規則の一部改正）

第2条 和歌山市療育の給付に関する規則（平成9年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第2条第1項、第6条、第7条、第8条及び第11条中「省令」を「府令」に改める。

（和歌山市児童福祉法に関する規則の一部改正）

第3条 和歌山市児童福祉法に関する規則（平成15年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第4条の4中「省令」を「府令」に改める。

第4条の6第2項及び第6条中「児童福祉法施行規則」を「府令」に改める。

第11条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第13条第1項、第15条、第16条第1項、第18条及び第22条中「省令」を「府令」に改める。

第23条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部改正）

第4条 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則（平成18年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第26条及び第28条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則の一部改正）

第5条 和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則（平成24年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号ア中「省令」を「府令」に改め、同項第2号ア中「省令」を「府令」に改める。

第3条第1項各号中「省令」を「府令」に改める。

（和歌山市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正）

第6条 和歌山市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和2年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和5年7月14日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第289号

地縁による団体について地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 名称 田尻自治会
- 2 規約に定める目的

以下に掲げる地域内の共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 市報、回覧板の配布等の区域内の住民相互の連絡
- (2) 区域内の環境の整備（道路、給水、下水道の整備並びに美化、清掃等）
- (3) 社会福祉の増進
- (4) 防犯、防火等の自治活動
- (5) 各種団体との連携
- (6) 集会施設の維持管理
- (7) その他本会が必要と認める事業

- 3 区域

和歌山県和歌山市田尻2番地の4から575番地の11まで、32番地の4から38番地の37まで、42番地の4から67番地の8まで、坂田716番地から759番地の4まで

- 4 主たる事務所の所在地 和歌山市坂田727-4
- 5 代表者の氏名及び住所 雑賀敏行
和歌山市坂田727-4
- 6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし
- 7 代理人の有無 なし
- 8 解散の有無 全会員の4分の3以上の同意による総会の議決により解散
- 9 認可年月日 令和5年7月6日

（令和5年7月6日揭示済）

和歌山市告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された

事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月7日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
松江第10区 自治会	代表者の氏 名及び住所	久保洋治 和歌山市松江北7丁目8 -24	島孝太郎 和歌山市松江北7丁目3 -4	令和5年6月18 日

(令和5年7月7日揭示済)

和歌山市告示第291号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により次のとおり告示します。

お心当たりのある方は、和歌山市福祉事務所生活支援第1課まで申し出てください。

令和5年7月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 本籍及び住所
不詳
- 2 氏名、性別、年齢及び職業
氏名 不詳、性別 男性、年齢 推定20歳代～40歳代、職業 不詳
- 3 体格等
体格 痩せ型、身長 155センチメートル、血液型 不詳、特徴 背中に羽の刺青、左腹部にバラの刺青
- 4 着衣等
上衣 黒色半袖Tシャツ
下衣 青色ジーンズ、黒色パンツ、黒色靴下、白色スニーカー
- 5 所持金品等
青色ライター、鍵3本
- 6 死体の発見日時及び場所
令和5年6月10日 午前6時41分
和歌山市吉田337番地 和歌山北二踏切内
- 7 死亡原因
重症頭部外傷
- 8 死亡日時
令和5年6月10日午前7時40分
- 9 死体の処置
令和5年6月29日和歌山市斎場で火葬し、遺骨は生活支援第1課にて保管しています。

(令和5年7月7日揭示済)

和歌山市告示第293号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月11日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年7月11日揭示済)

和歌山市告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和佐関戸 南自治会	代表者の氏 名及び住所	森下俊男 和歌山市和佐関戸114	坂本茂彦 和歌山市和佐関戸311-4	令和5年4月1日

（令和5年7月12日揭示済）

和歌山市告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所 番号	事業所の名 称	事業所の 所在地	指定に係 る種類	主たる対象と する障害種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月 日	指定の有 効期限
301 012 418 2	訪問介護事 業所ナンバ ーワンふじ と台	和歌山市 中572 -19	居宅介 護、重度 訪問介護	身体障害者、 知的障害者、 精神障害者、 難病等対象者	株式会社 KINJ ITO	大阪府大阪市北 区曾根崎新地2 丁目6番24号	令和5年 7月1日	令和11 年6月3 0日

（令和5年7月12日揭示済）

和歌山市告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番 号	事業所 の名称	事業所の所 在 地	指定に係 る種類	主たる対象と する障害種別	事業者の 名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定年 月日	指定の有 効期限
3010 1242 08	デイサ ービス さやか	和歌山市布 引935- 1	共生型生 活介護	特定なし	株式会社 エム・オ ー・エヌ	海南市岡田21 番地 2F	令和5 年7月 1日	令和11 年6月3 0日

（令和5年7月12日揭示済）

和歌山市告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番 号	事業所 の名称	事業所の所 在 地	指定に係 る種類	主たる対象と する障害種別	事業者 の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月 日	指定の有効 期限
3010 1241 90	センテ ィア	和歌山市 坂田65 8-10	生活介護	知的障害、精 神障害、難病 対象者	株式会 社ノエ ル	和歌山市船所2 5-6	令和5年 7月1日	令和11年 6月30日

（令和5年7月12日揭示済）

和歌山市告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123547	グループホームTRUST	和歌山市延時46-7	共同生活援助	身体障害者、知的障害者・精神障害者、難病等対象者	TAOKA株式会社	和歌山市延時46-7	令和5年7月1日	令和11年6月30日

（令和5年7月12日揭示済）

和歌山市告示第299号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100720	ほほえみ・ねくすと	和歌山市木ノ本684-4	児童発達支援、放課後等デイサービス	有限会社ほほえみ	和歌山市梅原185-7	令和5年7月1日	令和11年6月30日

（令和5年7月12日揭示済）

和歌山市告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030123370	相談支援事業所orange	和歌山市相坂534-22	計画相談支援	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	有限会社ユースフル	和歌山市相坂534-22	令和5年7月1日	令和11年6月30日

（令和5年7月12日揭示済）

和歌山市告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者から同法第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
30301223	レインツリー	和歌山市湊111	計画相談支援	特定無し	NEMUの木presen	和歌山市湊1115-77	平成29年6月	令和5年5月

80	5-77	ce株式会社	月1日	31日
----	------	--------	-----	-----

(令和5年7月12日揭示済)

和歌山市告示第302号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者から同法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3070100874	レインツリー	和歌山市湊1115-77	障害児相談支援	特定無し	NEMUの木presence株式会社	和歌山市湊1115-77	平成29年6月1日	令和5年5月31日

(令和5年7月12日揭示済)

和歌山市告示第303号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年6月16日及び同月24日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年6月22日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年7月12日揭示済)

和歌山市告示第304号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和5年6月20日、同月21日及び同月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年7月12日揭示済)

和歌山市告示第305号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用

者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年7月14日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺 自転車等放置禁止区域	令和5年3月25日	令和5年4月12日
和歌山市内一円市道上、 長町公園及び城東公園	令和5年3月20日、同月22日 及び同月27日	令和5年4月12日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年7月12日揭示済)

和歌山市告示第306号

令和5年7月13日市議会定例会において議決された令和5年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

(令和5年7月14日揭示済)

和歌山市告示第307号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和5年度 市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和5年7月14日揭示済)

和歌山市告示第308号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

1 送達書類の名称 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書

- 2 納期限 令和5年度第1期分の納期限は、令和5年7月31日とする。
（別紙省略）

（令和5年7月14日揭示済）

和歌山市告示第309号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年規則第36号）第23条の規定により次のとおり補助基準額を告示する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花正啓

補助基準額は、次の表の検査区分欄に掲げる区分に応じ、同表の基準単価欄に定める額とする。

検査区分		基準単価
初回検査	間接撮影	506円

（令和5年7月14日揭示済）

【 公 告 】

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年7月4日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年6月30日 和建指第2735号	和歌山市北野字中ノ坪1 45番1の一部、147 番6の一部	和歌山市有家330番4 有限会社 エステートニシカワ 代表取締役 西川純司	6.00m ×30.32m 30.32m

（令和5年7月4日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年7月6日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年7月4日 和建指第2720号	和歌山市西庄字駒ヶ 崎439番2	和歌山市中之島1195番地1 中澤伸悟	6.00m ×59.85m 59.85m

（令和5年7月6日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年7月10日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字南垣内1298番1、水路	大阪府泉佐野市松風台2丁目2番3号 有限会社美翔ホーム 代表取締役 岸本俊二

和歌山市楠見中字本傳木234番、235番2、237番2、238番2、238番3、238番5、239番3、239番4、水路	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男
和歌山市栗栖字殿畑158番6	和歌山市鳴神901番地6 谷口智哉 和歌山市鳴神901番地6 谷口真澄

(令和5年度7月10日揭示済)

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合から理事の氏名等の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月10日

和歌山市長 尾花正啓

理事長 浅井瑛介 和歌山市北島300番地の9
副理事長 緋田征満 大阪府箕面市小野原東6丁目14番6号
副理事長 浅井浩規 和歌山市中701番地の132
理事 浅井孝浩 和歌山市西庄1065番地の21
理事 渡辺 勲 和歌山市新中通1丁目37番地
監事 藤本二三夫 和歌山市栄谷976番地の117
監事 浅井富江 和歌山市北島300番地の9

(令和5年7月10日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年7月13日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市中之島字西垣内710番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和5年7月13日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第58号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年7月6日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年7月14日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
- (3) 在外選挙人名簿から抹消するについて
- (4) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

（令和5年7月6日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第59号

令和5年4月23日執行の和歌山市議会議員一般選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のように公表する。

令和5年7月14日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

（別表省略）

（令和5年7月14日揭示済）

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第10号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年7月6日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和5年7月11日（火） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所14階 大会議室
- 3 事案

- (1) 令和6年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択について
- (2) その他

（令和5年7月6日揭示済）

【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年7月5日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

- 1 開催日時
令和5年7月10日 16時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
- (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (6) 農用地利用集積計画について
 - (7) 非農地通知について

(令和5年7月5日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年7月10日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和5年7月10日揭示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年7月14日

和歌山市長 尾花 正 啓

- 1 開催日時
令和5年7月20日 13時30分
- 2 開催場所
和歌山市勤労者総合センター 6階文化ホール
- 3 審議案件
- (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) その他

(令和5年7月14日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年7月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市和歌浦東4丁目3番9号	木下建設株式会社	和歌山市和歌浦	令和5年6月	第516号

木下建設株式会社
代表取締役 木下匡史

東4丁目3番9
号

16日
(令和5年7月11日揭示済)

【 そ の 他 】

次の者は、本市自治行政の振興及び公益増進について功績が顕著でありましたので、令和5年7月5日、和歌山市自治功労者礼遇条例（昭和30年条例第6号）の定めにより、和歌山市自治功労章を贈呈しました。

令和5年7月5日

和歌山市長 尾花正啓

令和5年度和歌山市自治功労章受章者

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3363	明渡 一真	3389	木村 繁美	3415	中東 修
3364	安藤 和子	3390	木本 貢	3416	中村 圃郎
3365	池端 義次	3391	高野 弘	3417	那須 賢二
3366	石井 靖人	3392	小園 健太	3418	西川 清子
3367	糸山 扶左子	3393	小西 國隆	3419	西山 恵美子
3368	上 二郎	3394	小松 幸文	3420	根末 明
3369	上高 敦子	3395	佐々木 るり子	3421	野上 眞弓
3370	上辻 之則	3396	佐藤 晴美	3422	濱田 真輔
3371	上野 壽子	3397	塩路 英雄	3423	林 卓司
3372	植本 久美子	3398	芝岸 茂	3424	平松 章良
3373	内田 哲義	3399	白木 秀子	3425	廣井 伸多
3374	梅本 街子	3400	鈴木 幸安	3426	堀端 啓子
3375	江川 公博	3401	寒川 幸子	3427	松川 虎生
3376	榎本 紀代美	3402	高垣 浩和	3428	松本 円美
3377	大住 美代子	3403	竹内 孝子	3429	丸山 敬子
3378	大畑 千賀子	3404	谷川 貞夫	3430	望月 満雄
3379	鍵弥 悦子	3405	多部 博司	3431	森 泰
3380	川口 大文	3406	土橋 廣藏	3432	森島 良忠
3381	河島 美幸	3407	寺下 博	3433	山植 清
3382	川邊 昇	3408	土井 さなえ	3434	山口 吉次
3383	川本 久博	3409	豊田 加代子	3435	山田 隆造
3384	北川 とみ子	3410	中井 マサ子	3436	山野 麻衣子
3385	北廣 文博	3411	中島 康行	3437	湯川 徳弘
3386	北山 恵津子	3412	中嶋 信之	3438	吉田 恵子
3387	木下 洋子	3413	中谷 謙二		
3388	木村 重喜	3414	中面 俊五		

<敬称略>

(令和5年7月5日揭示済)